

令和6年第6回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和6年12月10日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年12月10日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (13名)
 - 1番 坂本 稔記 2番 南 雅彦 3番 山口 欣也
 - 4番 福田 泰生 5番 渡邊 昌行 6番 谷口 和也
 - 7番 井上 容子 8番 山路 善己 9番 前川さおり
 - 10番 中西 友子 11番 北 守 12番 坪井 信義
 - 13番 小林 豊
- 5 欠席議員 中西 友子（午前：欠席）
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	山村 嘉寛
<small>会計管理者兼上下水道課長</small>	真砂 浩行	統 括 監	中村 元紀	総務防災課長	内山 治久
<small>まちづくり推進課長</small>	中川 泰成	税務住民課長	梅前 宏文	保健福祉課長	見並 智俊
産業振興課長	里中 和樹	建 設 課 長	平生 公一	教育事務局長	山下 健一
生活環境室長	山口 成人	病院老健事務局長	竹郷 哲也	地域共生室長	中西扶美代
上下水道課長補佐	中村 修穂	監 査 委 員	大西 栄		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名

5番	渡邊 昌行	議員
6番	谷口 和也	議員
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告

報告第12号	令和6年度定期監査結果報告書
報告第13号	例月出納検査結果報告書
諮問第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第68号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度玉城町一般会計補正予算（第4号））
 - 第 4 議案第69号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 第 5 議案第70号 負担付きの寄附の受納について（小林政太郎生家）
 - 第 6 議案第71号 負担付きの寄附の受納について（小林政太郎生家）
 - 第 7 議案第72号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一

部改正について

- 第 8 議案第 7 3 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 4 号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正について
- 第 10 議案第 7 5 号 町道の認定及び変更について
- 第 11 議案第 7 6 号 令和 6 年度玉城町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 12 議案第 7 7 号 令和 6 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 13 議案第 7 8 号 令和 6 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議案第 7 9 号 令和 6 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議案第 8 0 号 令和 6 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16 議案第 8 1 号 令和 6 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 17 議案第 8 2 号 令和 6 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 18 議案第 8 3 号 令和 6 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 19 議案第 8 4 号 財産の取得の追認について(平成 3 1 年度町指定ごみ袋納入業務)
- 第 20 議案第 8 5 号 財産の取得の追認について(令和 3 年度戸別受信機等(防災行政無線)購入)
- 第 21 議案第 8 6 号 財産の取得の追認について(令和 4 年度町指定ごみ袋納入業務)
- 第 22 議案第 8 7 号 財産の取得の追認について(令和 5 年度町指定ごみ袋納入業務)
- 第 23 議案第 8 8 号 財産の取得の追認について(令和 5 年度玉城町立小学校教師用指導書購入)

(午前 9 時 00 分 開会)

◎開会の宣告

○議長(小林 豊) ただいまの出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。

よって、令和 6 年第 6 回玉城町議会定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長から定例会招集の挨拶があります。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 令和 6 年第 6 回玉城町議会定例会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

議員の皆さん方には平素から町政推進に格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げる次第でございます。

おかげさまで玉城町の色々な行事、イベントにも町内外、県外からも多くの皆さん方の参加がございました。

11月早々に開催をいたしました、田丸駅を出発いたしますところのさわやかウォーキングでは県外からも他のイベントと合せて約500名の皆さん方の参加がございましたし、また、教育委員会主催で開催をいたしておりますところの、創作美術展、芸能発表祭といったことも、大変皆さん方で盛り上げて頂いているわけであります。

先日、開催をいただきました人権の講演会、そしてその前の健康づくりの講演会、さらに、同時に実施をいたしておりました村山龍平マラソン、駅伝。これも340名からのご参加を頂いておるという事でございまして、多くの皆さん方で町を盛り上げて頂いておると感謝を申し上げる次第です。これからも町の元気につながる取り組みを進めていかなきゃならないと思っております。一層のご支援を賜りますようお願いをお申し上げます。

さて、本定例会ではご案内のとおり平成6年度の一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算を中心にご審議を賜るということでございます。何卒よろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げ挨拶とさせていただきます。

令和6年度の補正予算についてご審議を賜るという事でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
5番 渡邊 昌行 議員 6番 谷口 和也 議員
の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、本日から12月19日までの10日間を会期とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付いたしました会期日程案のとおり

ですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小林 豊） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員より報告第12号 令和6年度定期監査結果報告書 報告第13号 例月出納検査報告書（令和6年8月分ないし10月分）の提出が、また、まちづくり推進課から財政公表の提出がありましたのでその写しをデータにて配布しました。

また三重県弁護士会より再審法改正を求める意見書採択の請願についてが、一般社団法人中国における臓器移植を考える会より臓器移植に関わる不正取引非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情の提出がありましたので、机上配布いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 諮問第2号

○議長（小林 豊） 次に、日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長

○町長（辻村 修一） 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権に関する課題や問題が複雑化している今日、年々住民のニーズが多様化しその内容も複雑化しております。

また、近頃のSNSでは自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない投稿が見受けられるのが大変残念に思います。今回本庁の人権擁護委員として日頃からご活躍頂いております小林眞弓氏が本年12月31日に任期満了となります。引続き同氏が人権擁護委員に適任と考え推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。なお、補足説明は省略いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。発言を許します。ございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終わります。

なお、本案については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め討論を省略します。

これから諮問第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案の通り推薦することに同意の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(小林 豊) 起立全員です。

従って、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案の通り同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第68号

○議長(小林 豊) 次に、日程第5、議案第68号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度玉城町一般会計補正予算第4号を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長

○町長(辻村 修一) 議案第68号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年10月27日執行されました、第50回、衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査、また、低所得者支援及び定額減税補足調整給付金等に関する経費について、早急に一般会計補正予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものであります。

なお、補足説明は省略いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小林 豊) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑討論採決を行います。まず、質疑を行います。

質疑の申し出はありませんか。

質疑の申し出はありませんので、省略します。

続いて討論を行います。

討論の申し出はありませんか。

討論の申し出はありませんので、省略します。

これから、議案第68号を採決します。

本案は原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

従って議案第68号 専決処分の承認を求めることについては原案の通り承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第69号

○議長(小林 豊) 次に日程第6、議案第69号 教育委員会委員の任命につき同意を

求めることについてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第69号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員である中西亮二委員が令和6年12月19日をもって任期満了となることから引き続き同氏を委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、補足説明は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊）以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

発言を許します。質疑なしと認め、質疑を終わります。

なお、本案については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、討論を省略します。

これから、議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案の通り同意することに賛成の方は起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（小林 豊）起立全員です。従って、議案第69号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案の通り同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第70号ないし日程第8 議案第71号

○議長（小林 豊）次に、日程第7 議案第70号負担付きの寄附の受納について（小林政太郎生家）及び、日程第8、議案第71号負担付きの寄附の受納について（小林政太郎生家）の2議案を一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第70号、負担付きの寄附の受納について、提案理由を申し上げます。

本議案は、柔軟オブラートの発明者である小林政太郎翁の顕彰と、玉城町の文化発展及び生家の保存のため、共同相続人小林厚氏他9名から、土地6筆、建物6棟を寄附いただくものであり、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

続いて、議案第71号、負担付きの寄附の受納について提案理由を申し上げます。

本議案は、柔軟オブラートの発明者である小林政太郎の顕彰と玉城町の文化発展及び、生家の保存のため、安達三千世 成年後見人小林 登 氏から土地4筆、建物2棟を寄附いただくものであり、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊）提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、質疑及び討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

異議なしと認め、質疑及び討論を省略します。

これから、議案第70号を採決します。

本案は原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第70号負担付き寄附の受納については、原案の通り承認することに決定しました。

次に、議案第71号を採決します。

本案は原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

従って、議案第71号負担付きの寄附の受納については、原案の通り承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第72号ないし日程第10 議案第73号

○議長（小林 豊）次に、日程第9、議案第72号、町長、副町長及び教育長の給料及びに旅費等に関する条例の一部改正について及び、日程第10、議案第73号、玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

町長に、提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第72号、町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、国の人事院勧告を考慮し、一般職の給与会計において、期末及び勤勉手当の支給月数が引き上げ改正されたことに伴い、町長、副町長及び教育長についても同様に、現在の4.5ヶ月分から4.6ヶ月分へと、変更するために所要の改正を行うもの

であります。

なお、補足説明は省略いたします。

続いて、議案第73号、玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改正について、令和6年11月29日閣議決定されたことから、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が行えることとなったため、本町においても、国家公務員に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務防災課長から説明をさせます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（小林 豊）総務防災課内山課長

○総務防災課長（内山 治久）議案第73号玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

条例改正議案2ページ及び新旧対照表1ページをお願いいたします。

はい。

第1条では、医師の初任給調整手当の額41万5,600円を41万6,600円に改めるものです。

第17条第2項は、期末手当の年間の支給月数を100分の5を引き上げるため、本年12月に支給する期末手当の基礎額に乗じる月数を100分の122.5から100分の127.5に、第3項では、再任用職員の期末手当の基礎額に乗じる月数を年間、100分の2.5を引き上げるため、100分の68.75から100分の71.25にそれぞれ引き上げようとするものです。

第8条第2項第1号では、期末手当の年間支給月数を、100分の5を引き上げるため、本年12月に支給する、勤勉手当の基礎額に乗じる月数を100分の102.5から100分の107.5に、第2号では、再任用職員の期末勤勉手当の基礎額に乗じる月数を100分の48.75から100分の51.25にそれぞれ引き上げようとするものとなっております。

条例改正議案、3ページ以降の別表第1、行政職俸給表（1）につきましては、一般職の給与の改正。

別表第2、医療職俸給表（1）については、医師の給料の改正。

別表第3、医療職俸給表（2）につきましては薬剤師、栄養士等の給与の改正。

別表第4、医療職俸給表（3）は、保健師、看護師の給料をそれぞれ改正するものとなっております。

続きまして新旧対照表2ページの中段以降をお願いいたします。

第2条では令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の月数について改正したものの、令和7年度において、6月、12月の基礎額に乗じる月数を、同じ月数にするための改正を行うものとなっております。

第17条第2項は、期末手当の基礎額に乗じる月数を100分の125に、第3項では、再任用職員の期末手当の基礎額に乗じる月数を100分の70に変更するものです。

第18条第2項は、勤勉手当の基礎額に乗じる月数を100分の105に、第3項では再任用職員の期末手当の基礎額に乗じる月数を100分の50に変更するものです。

次に、条例改正議案の16ページをお願いいたします。

付則第1条におきまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

ただし第2条の規定につきましては令和7年4月1日から施行するとしております。

第2項では、俸給表の改正は令和6年4月にさかのぼり適用し、期末手当勤勉手当の改正については、令和6年12月1日から適用するとしております。

第2条では、条例改正前に支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

第3条では、規則への委任を定めております。

以上補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊）以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎日程第11 議案第74号

○議長（小林 豊）次に、日程第11、議案第74号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

町長に、提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第75号

訂正します。

議案第74号、町道の認定及び変更について提案理由。

失礼いたしました。訂正させていただきます。

議案第74号、玉城町町営住宅管理条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、民法の一部を改正する法律による、債務関係の規定の見直しなどを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては建設課長から説明をさせます。

ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小林 豊）建設課平生課長。

○建設課長（平生 公一）議案第74号、玉城町町営住宅管理条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

民法の一部を改正する法律によりまして、債権関係の規制の見直しがありました。この改正により、賃貸借契約における債務の保証は根保証に当たるため、極度額の定めが必要となったことで、本条例の一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第11条の改正であります。第2項の連帯保証人の変更の条件として、極度額に至る

まで責任を負ったときを加え、同条3項とし、新たに同条2項として、連帯保証人が負担する補償額を明確にすることを規定するものでございます。

連帯保証人の負担の見直しによって、住宅に困窮する低額所得者の入居に当たり、公営住宅本来の役割を果たせるよう努力して参りたいと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

民法の改正に伴う改正であることをご理解いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（小林 豊）以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第12 議案第75号

○議長（小林 豊）次に、日程第12、議案第75号 町道の認定及び変更についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第75号、町道の認定及び変更について提案理由を申し上げます。

今回の路線は、町として、道路管理上認定が必要と認める路線の新規認定及び、交錯する路線を整理するため、道路法第8条第2項の規定に及び、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細は、建設課長から説明をさせます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊）建設課平生課長

○建設課長（平生 公一）議案第75号、町道の認定及び変更について補足説明を申し上げます。

今回は、開発等により新設された道路の新規認定及び、町道路線名の変更を行うものでございます。

新規認定調書をご覧ください。

図面番号、路線番号、路線名及び起終点等を記載しております。

図面番号1から11までの24路線は、主に佐田及び妙法寺地内で、開発行為により町へ帰属された道路で、管理上町道として認定が必要であるものと考えております。

新規認定の総延長は24路線合わせて1,546.7メートルに及びます。

各路線の位置図を添付しておりますので、併せてご高覧いただきますようお願いいたします。

次に、変更調書をご覧ください。

図面番号12から14までの3路線につきましては、位置図の通り交錯する路線がございます。これを整理するため、新たな路線名へ変更するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊）以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第13 議案第76号ないし日程第20 議案第83号

○議長（小林 豊）次に、日程第13、議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算、ないし、日程第20、議案第83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億8,477万5,000円を追加し、予算総額75億4,936万7,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、法人税及び入湯税の増額、また、地方交付税については特別交付税の増額を見込み、国庫支出金では、民生費国庫負担金の増額。

国庫補助金において、自治体システム標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金を新規計上の他、事業費等の内示により増減しております。

県支出金では、農林費県補助金において、新規就農者育成総合対策事業費県補助金を新規計上の他、事業費等の内示及び見込みにより増減しております。

寄付金では、ふるさと応援寄付金を増額計上しています。

詳細については、庁舎レジリエンス強化事業に係る記載の、組みかえによる防災減災国土強靱化緊急対策事業債の新規計上の他、各事業の精査により増減しております。

歳出につきましては人事院勧告に伴う人件費等を各科目で調整しております。

総務費では、総務管理費において、来年の町制70周年記念事業に係る報償費、自治体システム標準化移行に係る委託料の新規計上またふるさと納税寄付金の増を見込み、ふるさと応援基金への積み立て、ふるさと納税に係る管理経費、企業版ふるさと納税活用支援事業補助金等を増額計上いたしております。

民生費では、児童手当、障害者介護給付費など、実績見込みにより各扶助費を増額計上しております。

農林水産費では農業費において、歳入でも挙げました、新規就農者育成総合対策事業費補助金の新規計上。

経営ため池等整備事業負担金の増額計上、商工費では、ふるさと応援寄付金等、報償費などの増額計上、土木費では、道路橋梁費における補助事業の内示による減額、施工時期平準化による道路工事請負費の増額の他、事業精査により増減しております。

消防費では、災害対策、備品購入の他、消防団、1分団詰所のトイレ改修及びエアコ

ン設置に係る修繕料の増額。

教育費では小学校費及び中学校費で修繕費を増額計上の他、長寿命化に係る中学校校舎等改修工事請負費、田丸城跡、石垣修復工事請負費を増額しております。

災害復旧費では、農業用施設の災害復旧に係る経費を計上し、諸支出金では、介護老人保健施設事業会計、下水道事業会計への繰出金、及び、国、県への過年度返納金を補正しております。

その他事業の実施時期など諸般の事情により、繰越明許費の設定をしております。なお、詳細は副町長から説明をさせます。

次に、議案第77号、令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に国民健康保険料及び保険基盤安定繰入金その他の算定に基づく補正と、令和6年人事院勧告に伴う人件費の精査を行うもので、歳入歳出それぞれ680万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を16億2,402万円とするものであります。

なお詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に議案第78号、令和6年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入で、使用料の増額、歳出では、会計年度任用職員報酬と修繕料、また、維持補修に伴う工事請負費を計上するもので、歳入歳出それぞれ1,079万5,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,743万8,000円とするものであります。

なお詳細は、産業振興課長から説明をさせます。

次に議案第79号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和6年人事院勧告に伴う人件費の精査に伴い、歳入歳出関係各科目の補正を行っております。

歳入歳出それぞれ48万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を、15億9,160万1,000円とするものであります。

なお詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に議案第80号 令和6年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに業務予定量の精査と、令和6年人事院勧告に伴う人件費などを含めました年間予算の調整をいたすものであります。

収益的収支において、収入で892万3,000円を減額し、7億5,873万4,000円に、支出で933万5,000円を増額し、8億4,328万9,000円とするものであります。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に議案第81号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理

由を申し上げます。

今回の補正予算は、給与算定の見直し、委託料及び工事費の精査に基づくもので、収益的収入については9万7,000円の増額で、予算総額を3億1,411万9,000円とし、収益的支出については42万6,000円の増額とし、予算総額を3億990万7,000円とするものです。

また、資本的収支では、363万2,000円の減額とし、予算総額を1億880万7,000円とするものです。

なお、詳細は上下水道課長補佐から、説明をさせます。

次に、議案第82号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事業実績をもとに、業務予定量の精査と、令和6年人事院勧告に伴う人件費などを含めました年間予算の調整をいたすものであります。

収益的収支において、収入で685万6,000円を減額し、3億7,249万5,000円に、支出で684万6,000円を増額し、4億1,006万円とするものであります。

なお詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、給与算定の見直し、委託料及び工事費等の精査に基づくもので、収益的収入では、過年度損益修正益を主なものとし127万7,000円の増額。

下水道事業収益の予算総額を7億3,602万3,000円とし、収益的支出では宮川流域下水道維持管理負担金を主な理由として、444万1,000円の増額とし、下水道事業費用の予算総額を6億3,811万8,000円とするものです。

また、資本的収入では、企業債及び補助金等の精査で238万3,000円の減額として、資本的収入の予算総額を1億9,228万3,000円とするものです。

資本的支出では修繕費の増額を理由として、135万6,000円を増額し、資本的支出の予算総額で4億7,429万1,000円とするものです。

なお、詳細は上下水道課長補佐から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 田間副町長

○副町長（田間 宏紀） 議案第76号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明いたしますので、1ページをお願いします。

第1条におきまして歳入歳出それぞれ3億8,477万5,000円を追加し、予算総額を75億4,936万7,000円とするものであります。

同条第2項に規定する、3ページからの第1表、歳入歳出補正につきましては、11ページから、予算に関する説明事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条第3条及び第4条につきましては8ページ、第2表から順次説明をいたします

ので、8ページをお開きください。

第2表繰越明許費につきましては、予算を翌年度に繰り越し執行可能とするもので、4事業を計上いたしております。

まず、2款総務費、1項総務管理費、行政デジタル化推進事業、1億6,210万円は、自治体情報システムの標準化、共有化への移行作業に関するもので、来年度にかけ実施をいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路維持修繕事業2,400万円は、施工時期の平準化を図るもので、本年度末から春に発注いたしたく、年度間調整をするものでございます。

10款教育費、2項小学校費小学校建設経費210万は、下外城田小学校の給食室床工事で、春休みに施工いたしたく、3月末事業完了が見込めないこと。

同款4項社会教育費、田丸場跡関連整備事業、4,420万円についても、施工時期、工期の関係から、3月末に事業完了が見込めないことから繰越明許の手続きをお願いするものであります。

次に、第3表債務負担行為の補正1変更、7、保育所給食調理等業務については、保育所の米飯提供の開始に向け、限度額を2億2,400万円に増額変更するものでございます。

9ページ。

第4表、地方債補正、1、追加 10、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債につきましては、庁舎レジリエンス強化事業に係る記載を、緊急防災減災事業債から組み替えをするものです。

2変更、1、公共事業等債につきましては防災安全交付金事業、道路メンテナンス事業の国内示に伴い減額及び、県営事業関係の増額により、160万円を増額し、補正後限度額を7,080万円。

5地域活性化事業債につきましては、田丸場跡を石垣修復工事の増額により、430万円を追加し、3,660万円。

7、緊急防災減災事業債につきましては先ほど説明をいたしました庁舎レジリエンス強化事業の記載の組みかえにより、1,300万円を減額し、2,650万円。

次ページ。

8、公共施設と適正管理推進事業債につきましては玉城中学校校舎改修工事の増額により、1,790万円を追加し、1億7,090万円。

9、災害復旧事業債につきましては、勝田地内、農業用排水路三郷川等の災害復旧事業に伴い500万円を増加し530万円とするものであります。

それでは、歳入の主なものから説明をいたします。

13ページの方をお願いします。

1款町税1項2目法人税においては、現年課税分で調定見込みにより2,500万円の増収増を見込む他、5項1目入湯税においてもふれあいの館利用者の増を見込み増額計上。

12款1項1目地方交付税では、特別交付税分6,000万円を増額計上いたしております。

14ページからの16款、17款の国県支出金は、その多くが国・県の内示、事業費の精査により、財源補正をしたものであり、主なものといたしまして、16款の1項1目民生費国庫負担金、1節児童手当国庫負担金は、制度改正等に伴う見込み増で2,124万円を増額計上。

3節、障害者福祉費国庫負担金は、障害者介護給付費等実績見込みにより1,186万1,000円の増額計上であります。

同款2項1目総務費国庫補助金2節、二酸化炭素を排出抑制対策事業費等国庫補助金550万円の減額は、庁舎レジリエンス強化事業の契約に伴う精算によるもの、また6節、デジタル基盤改革支援補助金は、自治体情報システム標準化共有化の移行にかかるもので、1億4,998万9,000円を新規に計上をいたしております。

同款2項2目民生費国庫補助金、2節の子ども子育て支援交付金740万円は、放課後児童健全育成事業、利用者支援事業などの事業増により増額。

15ページお願いします。

4目土木費国庫補助金1節は、防災安全交付金及び道路メンテナンス事業費国庫補助金の内示により合わせて3,340万9,000円の減額計上。

6目災害復旧費国庫補助金は、第4表地方債補正で申し上げました台風10号に係る農林水産施設災害復旧費国庫補助金255万2,000円を新規に計上をいたしております。

17款県支出金1項2目、民生費県負担金は、国費と連動した計上でございますが、1節の児童手当費県負担金の減額は、3歳未満児分が国費に振りかわったための減額でございます。

次に16ページ。

同款2項2目 民生費国庫県補助金3節のみえ子ども・子育て応援総合県補助金では、交付決定により1,200万円の減額。

同項4目、農林費県補助金の1節では、経営発展支援事業に伴う新規就農者育成総合対策事業費補助金で、690万円を新規に計上いたしております。

同款3項、県委託金の1目3節の統計調査費委託金は各統計調査の精算でございます。

17ページお願いします。

19款1項寄付金3目、ふるさと応援寄附金は個人分として4,800万円の増額を見込むとともに、企業版ふるさと応援寄附金で、このたび、2社から寄附の意向がありましたので4,100万円を増額計上し、寄附金総額を2億910万円といたしました。

20款繰入金、1項1目ふるさと応援基金繰入金は各種事業充当のため、590万円を増額。

6目公共施設整備基金繰入金は、玉城中学校校舎改修事業に係る分として1,000万円を新規に計上をいたしております。

同ページから18ページにかけて、22款、5項1目11節、雑入は、次ページになります。

上段、介護予防プラン代などの増額。2目過年度収入では、子どものための教育保育、給付金など、前年度精算に伴うもので国庫県支出金、合わせて192万9,000円を増額計上

いたしております。

23款町債につきましては、第4表地方債補正で説明申し上げましたもので、総務債の組み替えによる減額、土木債は国の内示により減額及び、農林水産債、教育債、災害復旧事業債は追加計上をいたしたものでございます。

次に歳出の説明を申し上げますが、歳出の各費目における正規職員及び会計年度任用職員の人件費関係につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び今年度の実績見込みとして、人件費を調整、精査し各科目にて補正をいたしております。

これらは各科目にわたりますので、説明は省略をさせていただきます。

また、執行及び実績見込みにより精算するものが多くございますので、新規計上、主なものの説明とさせていただきます。

ご了承をお願いします。

それでは、19ページの方をお願いします。

1款、議会費、2款、総務費の人件費は省略し、20ページの方をお願いします。

2款総務費、1項1目一般管理費では来年町政70周年を迎えることから、記念事業に係る経費といたしまして、7節報償品費97万5,000円。

10節消耗品費86万8,000円を新たに計上、13節賃借料108万9,000円につきましては、10月から研修派遣している職員の住宅借り上げに係る費用を、計上をいたしたところでございます。

21ページをお願いします。

5目財産管理費10節の修繕料28万4,000円につき、追記については、カスタマーハラースメント対策として、役場庁舎電話通話録音メッセージ送出のための費用計上。

12節委託料730万円の減額は、庁舎レジリエンス強化事業実施、設計業務の契約に伴う精査によるものの他、24節で、ふるさと応援基金積立金、企業版を含み2,410万円を増額計上をいたしております。

次に6目企画費は、ふるさと応援寄付件数の増加に伴い、12節でふるさと納税寄付受け付け発送を管理業務委託料284万5,000円、13節でふるさと納税申し込みサイト使用料718万円など、増額計上をしております。

7目交通安全対策費では10節でストップシールなど交通安全消耗品費、81万7,000円、14節工事請負費では、区画線・グリーンペイント設置に係る交通安全対策工事請負費1,400万円の増額。

8目、地域情報化推進費では、第2表繰越明許費で説明申し上げました自治体情報システム標準化への移行作業に関する委託料及び、システム使用料合わせて1億6,247万1,000円を新規計上をいたしております。

21ページから22ページにかけての9目諸費、14節にて不審者防犯対策として外城田駅周辺への防犯カメラの設置工事請負費、33万円の計上。

次ページに参りまして18節の、区集会所建設事業補助金117万5,000円は、新田町区他

各自治区の要望により増額計上いたしております。

10目地方創生推進費では、企業版ふるさと応援寄附金の増により、企業版ふるさと納税活用支援事業補助金4,100万円を計上しています。

23ページお願いします。

同款2項徴税费2目賦課徴収費では実績見込み等により説明欄記載の通り増減をいたしております。

24ページ。

5項統計調査費は、繰越減でございます。

25ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では27節繰出金で、国民健康保険介護保険特別会計への各費目間繰り出しを調整し、1,042万9,000円を増額計上

3目、老人福祉費、19節の老人ホーム入所措置費、220万6,000円は入所者増による計上。

26ページ。

同款1項6目児童手当費、19節の児童手当扶助費976万5,000円。

7目心身障害者福祉費の19節も、障害者介護給付費などで2,528万円増額。

8目福祉医療費の19節子ども医療費674万3,000円の増額は、いずれも実績見込みの増加により計上をいたしたところでございます。

27ページお願いします。

同款2項1目児童福祉総務費では人件費の他、12節委託料で、事業利用増加見込みより養育支援訪問事業委託料83万2,000円増など、事業費精査により説明欄記載の通り増減をいたしております。

28ページをお願いします。

4款1項3目環境衛生費では町指定ごみ袋の単価契約に伴う消耗品費467万2,000円の減額。

17節備品購入費において、本町のリサイクルステーション建て替えに伴う資源ごみリサイクル物置購入費60万3,000円の増額。

18節、合併浄化槽設置補助金は、実績見込みにより141万円を減額計上をいたしております。

29ページ下段になります。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金は、外城田地区のいちご生産農家の経営発展支援事業として新規就農者育成総合対策事業補助金690万円を新規計上。

次ページ。

5目農地費では、農業用施設整備事業を原材料支給要綱に基づく15節、原材料費50万円の計上。

18節では、県営ため池等整備事業負担金2,600万円の増額の他、県営事業の精査、ま

た、町単土地改良事業補助金は、勝田土地改良区他、地元要望に伴う補助金258万2,000円を増額計上。

2款2項1目林業振興費17節備品購入費は有害鳥獣捕獲用の檻2機の購入費用として30万6,000円を新規に計上いたしております。

31ページをお願いします。

7款1項商工費、2目商工振興費においてはふるさと応援寄附金件数増加により、7節ふるさと応援寄附金等報償品1,150万5,000円、11節通信運搬費262万2,000円の増額計上。

また、12節委託料では観光案内版制作に係る委託料90万円。

来年春の田丸城跡桜石垣等ライトアップに係る委託経費200万円、27節繰出金は、山村振興事業特別会計へ979万5,000円の増額をいたしております。

主には源泉給水タンク更新事業でございます。

32ページをお願いします。

8款土木費、2目、道路維持修繕費においては、道路メンテナンス事業の事業内示の減額により、12節、橋梁測量設計等業務委託料1,091万9,000円の減額。

14節、道路補修工事請負費も949万円の減額はあるものの、町単独事業にて、施工時期の平準化を図る分といたしまして、2,400万円を計上することにより相殺をし1,451万円を増額計上いたしております。

3目道路新設改良費におきましても同様、防災安全交付金事業の減額事業内示により12節、14節他事業費で3,848万5,000円を減額していますが、町を単独事業で700万円の工事費を追加計上相殺により、14節の道路改良等を工事請負費は2,969万1,000円の減額計上とし、事業精査をいたしたところでございます。

33ページお願いします。

同款3項1目河川総務費では実績精査により事業費の組み替えを行ってございます。

次に同款4項1目都市計画総務費では、山神区の要望に基づく里道舗装事業補助金186万9,000円の増額のほか、実績見込みにより説明欄記載の通り増減をいたしております。

34ページをお願いします。

5項2目、住宅対策費では実績見込みにより、空き家等除却促進事業補助金60万円を、増額計上いたしております。

9款1項2目非常備消防費では、10節修繕料にて消防団第1分団車庫を詰所のトイレへ空調整備費109万6,000円を計上。

4目災害対策費3節職員手当等は、今年の台風等警報待機の時間外手当などで68万6,000円の増額計上。

35ページ。

同目17節備品購入費は、蓄電池、LEDライトセットの購入費で154万1,000円を増額

計上いたしております。

次に10款1項教育費2目事務局費、下段17節 備品購入費100万円は、高校野球創設110周年を記念し、村山龍平翁のデザインをしたマンホールの購入経費で村山龍平記念館、香雪園などに展示する計画でございます。

36ページをお願いします。

同款2項小学校費1目学校管理費10節需用費459万2,000円は、太陽光発電逆電力継続機の取り付け、外城田小学校給湯器取り替えの他各小学校の修繕経費を増額。

12節委託料は、外城田小学校の運動場東側の擁壁補修整備に係る設計等を業務委託料264万円の計上。

14節の給食室内、修繕工事請負費198万円は、下外城田小学校給食室の空調設備更新に係る工事費を増額計上。

その他実績精査により増減をいたしております。

37ページをお願いします。

同款3項中学校費1目学校管理費では10節にて、小学校同様太陽光発電逆電力継続機設置、駐輪場側溝整備の修繕料、また電気代等光熱水費の他14節で中学校校舎等改修工事請負費は、外壁改修など追加工事により、2,626万8,000円を増額計上。2目教育振興費は実績見込みにより増減をいたしております。

38ページをお願いします。

同款4項社会教育費3目文化財費では、10節で金森家に関する近世資料目録集やパンフレット増刷にかかる印刷製本費、140万3,000円増額。

田丸城跡内の看板に係る修繕料100万円を増額、14節の田丸城跡石垣修復工事請負費は、工法変更及び資材の単価増により、474万8,000円を増額計上。

18節の郷土文化活動補助金13万4,000円は、田宮寺の重文、木造十一面観音立像2躯の文化財保存事業で、文化庁の補助金交付決定があったことから町補助金分を支出するための計上でございます。

39ページをお願いします。

同款5項保健体育費1目保健体育総務費は18節負補交で、実績執行見込みにより全国大会等出場選手助成金29万円を増額。

2目保健体育施設費、10節需用費においては、体育センター等の修繕料、町営プール、経費精算の他、12節で新体育館建設に向けた敷地等地籍調査に係る新体育館建設調査業務委託料、287万6,000円を新規に計上いたしております。

次に11款災害復旧費2項1目農業用施設災害復旧費は、先に申し上げました台風10号による勝田1号排水路、三郷川排水路の災害に係る復旧費用で、12節の災害復旧関係、業務委託料297万円、14節の災害復旧工事請負費904万1,000円を増額計上いたしております。

40ページをお願いします。

13款諸支出金1項公営企業費3目、介護老人保健施設事業会計支出金では、運営補助、児童手当分として3条会計繰出金2,016万円の追加。

4目下水道事業会計支出金は141万4,000円を増額計上いたしております。

同款2項諸費、1目国庫支出金返納金301万1,000円及び2目県支出金返納金155万円は、民生費関係補助事業の精算に係る分を計上いたしております。

41ページ、14款予備費、財源調整で1,478万4,000円を減額し、補正後予算額を1,471万3,000円といたしたところでございます。

以上、簡単でございますが補足説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊）

提案理由補足説明の途中でございますが、10分程度休憩いたしたいと思っております。

下のデジタル時計の方で、10時15分まで。

休憩といたします。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

町長より提案理由についての訂正の申し出がございますので、よろしくお願いたします。
辻村町長

○町長（辻村 修一） 先ほど議案第78号、令和6年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）の説明の中で、最終予算の総額を歳入歳出それぞれ5,743万8,000円と申し上げましたけれども、正しくは5,843万8,000円でございます。

お詫びして訂正をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（小林 豊） それでは休憩前に引き続き、補足説明を求めます。

保健福祉課、見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 所管いたします、議案第77号、第79号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第77号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、今回の補正予算は、主に国民健康保険料及び保険基盤安定制度の算定結果によるものの他、令和6年人事院勧告に伴う人件費の精査により補正を行うものであります。

予算書5ページをご覧ください。

第2表債務負担行為は、複数年に跨ぐ契約を可能とするもので、特定健診受診率向上対策事業につきまして、令和7年度から二カ年間業務委託するためのもので、業者選定の関係から今回新規にお願いするものであります。

予算書9ページ、歳入をご覧ください。

1款1項、国民健康保険料では本算定後の精査により説明欄記載の通り減額をしております。

5款繰入金、1項他会計繰入金では、令和6年人事院勧告に伴う人件費精査に係る事務費等繰入金の他、財政安定化支援事業繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、産前産後所得割、均等割保険料、繰入金及び保険基盤安定繰入金の算定結果に基づく増減によりまして、合わせて1,060万円増額をいたしております。

また8款、国庫支出金1項国庫補助金では、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に向けたシステム改修システム改修に係る補助金を増額いたしております。

10ページ、細節をご覧ください。

1款総務費1項総務管理費及び2項徴収費につきましても、令和6年人事院勧告に伴う人件費等の精査により各項目について補正を行っております。

11ページ。

3款国民健康保険事業納付金では、1項医療給付費分から3項介護納付金分まで、歳入の一般会計繰入金の各項目の補正に伴い財源内訳を変更いたしております。

12ページ。

7款、諸支出金。

1項償還金及び還付加算金では、前年度県支出金の精算に伴う返還金を増額計上し、8款予備費において639万3,000円増額し、調整をいたしております。

以上、簡単ではございますが補足説明といたします。

続きまして、議案第79号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は主に令和6年人事院勧告に伴う人件費の精査により補正を行うものであります。

予算書7ページ、歳入をご覧ください。

2款国庫支出金及び3款、支払基金交付金、並びに4款県支出金では、歳出における地域支援事業費等の人件費の精査により国県等の交付金を増額いたしております。

8ページ。

6款繰入金、1項一般会計繰入金では、令和6年人事院勧告に伴う介護担当職員の人件費の精査により予算の増減をいたしております。

8款諸収入2項雑入では、町外在住者に係るケアマネジメント代を増額いたしております。

9ページ歳出をご覧ください。

1款総務費1項総務管理費は、令和6年人事院勧告に伴う人件費の精査及び本年度に予定をいたしておりました、社会保障税番号制度データレイアウトに係るシステム改修費が不要となりましたことから減額をいたしております。

同款3項介護認定審査会では、令和6年人事院勧告に伴う人件費の精査でございます。
10ページ。

2款保険給付費1項、介護及び予防サービス等諸費は介護レセプトに係る審査支払手数料を精査し増額をいたしております。

3款1項、地域支援事業費におきましても令和6年人事院勧告に伴う人件費を精査し、
11ページ、7款予備費において33万1,000円を減額し調整をいたしました。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊）産業振興課 里中課長

○産業振興課長（里中 和樹）それでは産業振興課が所管いたします、議案第78号 令和6年度玉城町産損振興事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

それでは、7ページをお開きください。

2、歳入の1款、使用料及び手数料1項使用料1目使用料1節使用料の増額、100万円は、春から秋にかけて使用料が前年対比で平均約130%増の伸びがあったことに伴うものです。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金の増額は、歳出の合計金額から使用料を差し引き、一般会計より979万5,000円を繰り入れ用とするものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

3、歳出の1款管理運営費1項管理運営費1目管理運営費1節報酬、会計年度任用職員報酬の増額185万円は、最低賃金引き上げ等に伴うものと人事院勧告に伴うもので、
10節需用費、修繕料の増額100万円は、ろ過ポンプの修繕等に伴うものです。

14節工事請負費、維持補修工事請負費の増額、764万5,000円は汲み上げた温泉を溜めておく源泉タンクの入替えに伴うものです。

この源泉タンクは温泉事業オープン当初から使用していたもので、漏水箇所が多くなってきたことから今回入れ替えを予定するものでございます。

26節公課費、入湯税30万円は、使用料増額によるものでございます。

以上補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊）病院老健事務局竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也）それでは、所管いたします議案第80号、82号の2議案について補足説明をさせていただきます。

議案第80号、令和6年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は事業実績をもとに、業務予定量の精査と令和6年人事院勧告に伴う

人件費などを含めました、年間の収入支出予算の調整を図ったものであります。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

まず第2条、業務量におきまして年間患者数の精査を行い外来患者数541人減の2万1,329人を見込み、1日平均患者数を87.8人といたすものであります。

続いて第3条、収益的収入及び支出におきまして、収入で892万3,000円を減額し、総額7億5,873万4,000円に、支出で933万5,000円を増額し、総額を8億4,328万9,000円といたすものであります。

この詳細につきましては3ページからの補正予算（第1号）実施計画によりご説明申し上げます。

3ページ、実施計画をお開きください。

収益的収入及び支出、まず収入でございますが、第1項の医業収益につきましては、2目、外来収益892万3,000円の減。

発熱外来の検査数減少により、1人1日平均単価の減少が主な要因であります。

続いて支出でございますが、第1項の医業費用において1目給与費では人事院勧告に伴う給与改定として人件費を調整精査し503万4,000円を増額。

3目、経費では修繕費といたしまして空調設備の不具合、玄関前の鉄骨柱の再塗装などの修繕として430万1,000円を増額をいたすものであります。

1ページへお戻りいただきますようお願いいたします。

次に、第4条でございますが、先ほど申し上げました今回の補正予算によりまして、議決予算予定額を改めるものでございます。

また、予算書4ページに、令和6年度玉城町病院事業会計予定キャッシュフロー計算書を掲げておりますのでご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第80号 令和6年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして議案第82号、令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、病院事業会計と同様に事業実績をもとに業務予定量の精査と、令和6年人事院勧告に伴う人件費などを含めました年間予算の収入支出予算の調整を図ったものであります。

予算書1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

まず、第2条、業務量におきまして年間利用者数の精査を行い、長期入所におきましては日平均44.3人、年間見込みを1万6,155人、短期入所につきましては、日平均2.4人、年間見込みを860人、通所におきましては日平均16人、年間見込みを4,915人と改めるものでございます。

補正予定人数につきましては記載の通りであります。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出の補正予定額につきましては、3ページの補正予算（第1号）実施計画でご説明を申し上げます。

3ページ、実施計画をお願いいたします。

収益的収入及び支出、まず収入ですが、1項、施設営業収益につきましては、短期入所の利用者増はあるものの、長期入所は感染症発生で利用者の入所制限を行ったことと、制限の解除後も利用者が戻らなかったことが主な要因であります。

2項、通所営業収益につきましては、昨年度末に理学療法士1名が退職したことによる利用者の受け入れの減少が主な要因であります。

以上のことから、利用者数の見込みに基づき実績の見込みを年間で精査いたすものであります。

6項営業外収益につきましては、他会計補助金として一般会計からの運営費補助と、改正に伴う児童手当分を合わせ2,016万円を増額補正いたしております。

7項の特別利益につきましては、その他特別利益として新型コロナウイルス感染症関連の介護サービス事業所への支援補助金として286万円を増額計上いたしております。

事業収益全体で685万6,000円を減額し、総額を3億7,249万5,000円といたすものであります。

4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

4ページから5ページにかけ、各事業費用も各項各目に渡り、給与費経費等を、備考欄記載の内容で精査いたしております。

各項1目給与費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定として人件費を調整精査し補正をしております。

2項、通所営業費用の給与費の減額につきましては、理学療法士1名の退職による、精査をいたしております。

各項3目経費につきましては、修繕費は空調設備の不具合、賃借料は介護事業所支援システムの更新に伴う対応をいたしております。

事業費用全体で684万6,000円を増額し、総額を4億1,006万円といたすものであります。

2ページへお戻りいただけますようお願いいたします。

次に、第4条、第5条でございますが、先ほど申し上げました今回の補正予算によりまして、既決予定額を各々改めるものでございます。

また、予算書6ページに、令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計予定キャッシュフロー計算書を掲げておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第80号及び議案第82号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊）上下水道課、中村課長補佐。

○上下水道課長補佐（中村 修穂）所管いたします、議案第81号及び第83号の補足説明を

申し上げます。

それでは、議案第81号、令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

今回の補正は主に給与の見直し、委託料及び工事費等の精査を行い予定額の補正をいたしました。

第2条について収益的収入及び支出の予定額を記載の通り補正し、第3条については、資本的支出の予定額を記載の通り補正するものであります。

次に、詳細について3ページをお願いします。

収益収入及び支出について、1款水道事業収益2項営業外収益は記載の通り、預金利息の見直しを主な理由として、9万7,000円の増額で、収益の予算総額を3億1,411万9,000円とし、支出については、1款水道事業費用1項営業費用は、1目原水費4目総係費ともに給与の見直し、委託料及び修繕費の政策に伴い記載の通り補正し、水道事業費用の補正予定額は42万6,000円の増額とし、支出の予算総額を3億990万7,000円とするものであります。

続いて4ページをお願いします。

資本的支出について、1款資本的支出1項建設改良費1目水道拡張費は、記載の通りの内容で、主に委託料及び工事請負費の精算に伴い、363万2,000円の減額とし資本的支出の予算総額を1億880万7,000円とするものであります。

以上議案第81号の補足説明といたします。

続きまして議案第83号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

第2条について、収益的収入及び支出は、収入で主に過年度損益修正益の増額。

支出で給与の見直しをはじめ、委託料、修繕費及び工事請け歩工事請負費の精査に伴い、予定額を記載の通り補正し、第3条については、資本的収入及び支出の収入について、企業債及び補助金等の精査で減額、支出については、修繕費の精算に伴い、予定額を記載の通り補正するものであります。

次に詳細について3ページをお願いします。

収益的収入及び支出について、1款下水道事業収益2項営業外収益は、記載の通りの内容で、127万7,000円の増額。

収益の予算総額を7億3,602万3,000円とし、支出については、1款下水道事業費用、1項営業費用は、主に宮川流域下水道維持管理負担金の増額計上をはじめ、他に給与の見直し、委託料及び修繕費の精査に伴い記載の通り補正し、下水道事業費用の補正予定額は444万1,000円の増額で、支出の予算総額を6億3,811万8,000円とするものであります。

続きまして、4ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入で1款資本的収入1項企業債は、農業集落排水事業債の精査に伴い280万円の減額。

2項補助金は、県補助金及び一般会計補助金の精査に伴い、115万8,000円の減額と記載の内容により、資本的収入の予算総額を1億9,228万3,000円とし、支出では、1款資本的支出1項建設改良費は、主に処理場修繕費の精算に伴い、135万6,000円の増額計上とし、資本的支出の予算総額を4億7,429万1,000円とするものであります。

以上議案第83号の補足説明といたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊）以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第21 議案第84号ないし日程第25 議案第88号

○議長（小林 豊）次に日程第21、議案第84号 財産の取得の追認について、ないし日程第25 議案第88号 財産の取得の追認についてを一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第84号財産の取得の追認について提案理由を申し上げます。

本議案は平成31年度に購入した町指定ごみ袋について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに購入していたため、財産の取得について追認をお願いするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第85号につきましても、令和3年度に購入いたしました防災行政無線戸別受信機等についても、前議案第84号の説明同様、地方自治法及び町条例に定める議会の議決の手続きを経ずに、購入をしていたため財産の取得について追認をお願いするものであります。

補足説明は、省略させていただきます。

次に議案第86号につきましても、令和4年度に購入いたしました、町指定ごみ袋について、前議案第84号の説明と同様の地方自治法及び町条例の定める議会の議決の手続きを経ずに購入していたため、追認をお願いをするものでございます。

なお補足説明は省略させていただきます。

続きまして議案第87号につきましても、令和5年度に購入いたしました町指定ごみ袋についても、前議案第84号の説明と同様、地方自治法及び町条例の定める議会の議決の手続きを経ず購入していたため、財産取得について追認をお願いするものであります。

なお補足説明は省略させていただきます。次に、議案第88号につきましても、令和5年度に購入した小学校教師用指導書について、前議案第84号の説明と同様、地方自治法

及び町条例に定める議会の議決の手続きを経ず、購入していたため財産の取得について追認をお願いするものであります。

補足説明は省略させていただきます。

これら議案につきまして、改めて手続きについて遺漏があったことを申し訳なく存じておりますし、今後、地方自治法、或いは町条例に基づく行政執行について、予算執行等の段階で、再チェックの意識を徹底して事務処理をして参ります。

多くの案件につきまして、大変誤っておりましたことを申し訳なく思っています。

何卒よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論・採決を行うところですが、事前に十分な説明を終えていることから、質疑及び討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

異議なしと認め、質疑及び討論を省略します。

まず、議案第84号を採決します。

本案は原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

従って、議案第84号 財産の取得の追認については原案の通り承認することに決定しました。

次に、議案第85号を採決します。

本案は原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

従って、議案第85号財産の取得の追認については原案の通り承認することに決定しました。

次に、議案第86号を採決します。

本案は原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

従って、議案第86号財産の取得の追認については原案の通り承認することに決定しました。

次に、議案第87号を採決します。

本案は原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

従って、議案第87号財産の取得の追認については原案の通り承認することに決定しました。

次に、議案第88号を採決します。

本案は原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

従って、議案第88号財産の取得の追認については原案の通り承認することに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

明日11日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時46分 閉会)